

ランダム係数を用いた「最低制限価格」の算出について

日高町の建設工事の入札においては、最低制限価格を事前公表することで運用してきましたが、この度、最低制限価格の事後公表と、算定にあたってランダム係数処理を導入することとなりましたのでお知らせいたします。

○ 最低制限価格の事後公表について

最低制限価格を事後公表することにより、入札価格が最低制限価格と同額のくじ引きによる落札を減らし、建設業者の見積努力の低下を防止し、技術力・経営力による競争入札を行うことを目的とします。

○ 最低制限価格の算定について

日高町は発注する建設工事で最低制限価格を設定する入札については、最低制限基準額に一定の範囲の無作為係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額とします。

1 最低制限基準額（1,000未満については切捨て）

最低制限価格の算出の基礎となる価格で、その算定式は次のとおり。

直接工事費の100%+共通仮設費の90%+現場管理費の90%+一般管理費の68%の合計額。
ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額。

（1）算定方法

最低制限基本価格×ランダム係数（1,000円未満については切捨て）

ランダム係数は、0.990から1.010までの範囲の数値とし、1から21段階に設定する。

（別紙参照）

（2）ランダム係数決定方法

○予備抽選

参加全員が番号くじを引き、発注者1名が番号くじを引く。

発注者と同じ番号の参加者が本抽選の決定者とする。

○本抽選

決定された参加者が1から21の範囲の番号くじを引きランダム係数を決定する。

※規定により決定したランダム係数で全社が失格となってしまった場合、ランダム係数により最低制限価格が変動する範囲（最低係数）に有効な入札がある場合には、最低制限基本価格×最低係数（0.990）を最低制限価格とし、直近上位の有効な入札を落札候補者とします。

(3) 運用開始時期及び対象について

令和8年6月1日以降に指名通知した建設工事の入札とします。

(4) 法令遵守の徹底

最低制限価格の事後公表の実施にあたり、町職員に対しては、発注事務にかかる秘密の保持、工事価格の適切な管理、法令遵守について、より一層の徹底を図ってまいります。入札に参加される業者の皆様方も法令遵守の徹底及び周囲に疑惑や不信を招かれることのないようお願いします。

万一、町職員に対して価格等を聞き出そうとするなど不当な働きかけがあったと認められた場合には、当該業者は情報を得たかどうかにかかわらず、内容により公正取引委員会等の関係機関に通報または連絡する場合や「建設工事等に入札契約業務に関する不当な情報提供要求についての対応要領」に基づき、指名停止措置となる場合があります。

別紙

ランダム係数

番号	係数
1	1.010
2	1.009
3	1.008
4	1.007
5	1.006
6	1.005
7	1.004
8	1.003
9	1.002
10	1.001
11	1.000
12	0.999
13	0.998
14	0.997
15	0.996
16	0.995
17	0.994
18	0.993
19	0.992
20	0.991
21	0.990